

平成18年第1回豊後高田市議会臨時会会議録(第1号)

議事日程〔第1号〕

5月12日(金曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第54号議案及び第2号報告から第4号報告まで上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

32番 堂園慶吾

34番 南浴利雄

35番 徳永 浄

36番 益戸政吉

37番 野上一郎

38番 井ノ口政之

39番 木村修一

40番 大石忠昭

41番 岩本 武

42番 瀬口孫次

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(38名)

1番 成重博文
 2番 安達 隆
 3番 尾上真一
 4番 野田大二
 6番 山田秀夫
 7番 松本博彰
 8番 中山田健晴
 9番 河野徳久
 10番 明石光子
 11番 村上和人
 12番 吉高彰生
 13番 安長袈裟雄
 14番 小野國廣
 15番 鷺海政幸
 16番 近藤安夫
 17番 後藤龍太郎
 18番 安東正洋
 20番 川原直記
 21番 河野正春
 22番 山本博文
 23番 進藤国臣
 24番 近藤今朝則
 25番 井上 優
 26番 菅 健雄
 28番 近藤準三郎
 29番 後藤 等
 30番 相部法生
 31番 酒井貞生

欠席議員(3名)

5番 岡部心介
 19番 北崎安行
 33番 成重昌臣

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 増田正義
 議事係 長 清水栄二
 書 記 安藤雅俊
 書 記 近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永松博文
 助 役 都甲昌叡
 総務課 長 鷺海 豊
 参事兼真玉市民センター長
 青野素久
 参事兼香々地市民センター長
 佐藤良雄
 企画財政課 長 野村信隆
 税務課 長 河野清一
 建設課 長 奥田秀穂
 環境課 長 水江義和
 消 防 長 安藤義文
 消防次長兼総務課 長 佐藤 隆
 総務・法規係 長 久保健一
 秘書広報係 長 小野政文
 業務係長兼高大クリーンセンター所長
 渡邊和幸

教育庁

教 育 長 都甲桂一

5月12日

○議長（菅 健雄君） ただ今の出席議員は38名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年第1回豊後高田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

○議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、15番鷺海政幸君及び16番近藤安夫君を指名いたします。

○議長（菅 健雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりです。

○議長（菅 健雄君） 日程第3、第54号議案及び第2号報告から第4号報告までを一括議題といたします。

○議長（菅 健雄君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 本日ここに第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

まず、皆様方に「豊後高田市発足1周年記念式典」に際しましてのお礼を申し上げたいと存じます。

先般は、ご多忙のところを議員各位をはじめ、多くの来賓や、市民多数のご臨席を賜り、1周年記念式典が意義深く厳粛に執り行うことが出来ましたことを衷心より厚くお礼を申し上げます。また、式典後に上映いたしました映画も、多くの市民に鑑賞していただきましたが、昭和の町にふさわしい情緒のある映画だったと好評をいただいたところであります。今後豊後高田市の誕生をこぞ

って祝う記念日「昭和の町の昭和の日」に向けた取り組みが推進されるよう期待する次第であります。そして1周年を契機として、さらに各種事業を積極的に取り組み本市発展のため努力をいたす所存でございますので、今後とも議員各位のお力添えを賜りますようお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案及び報告について、その大要を御説明申し上げます。

第54号議案は、工事請負契約の締結についてでありまして、高大クリーンセンターの基幹的設備の整備に併せまして、施設処理能力の拡充を図り、安定的汚泥処理体制の構築と経費節減を確保するために、高大クリーンセンター改造工事の請負契約を締結したいので、議決を求めるところでございます。

第2号報告は、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等について早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたので、専決させていただいたものでございます。

第3号報告は、豊後高田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでありまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金について早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたので、専決させていただいたものでございます。

第4号報告は、豊後高田市税条例の一部改正についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたので、専決させていただいたものでございます。

内容といたしましては、市民税関係では、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の引き下げ等の改正でございます。市たばこ税関係といたしましては、税率の引き上げ等の改正でございます。固定資産税関係といたしましては、平成18年度が評価替えの基準年度でございますので平成18年度の固定資産税の第1期の納期月を平成18年度に限り4月から5月へ改正及び土地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度の負担調整措置の改正等でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、

御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） おはかりいたします。

本案及び本件については、委員会の付託を省略したいしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案及び第2号報告から第4号報告までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） それでは最初に、54号議案に質疑をいたします。

いま、市長の提案理由説明のなかで、高大クリーンセンターの基幹的設備の整備に併せて云々とあったんですが、この高大クリーンセンター建設されてから、まだ10年か11年しか経っていないと思うんですけども、基幹設備の整備というのがなぜ必要になったのか。それほどその傷みが激しい施設かという疑問持ってますけれども、その辺の説明と、あと、安定的汚泥処理体制の構築と経費節減を確保するため云々とあるんですけども、あれですね、3月議会のなかでも、真香浄化センターとまあこの高大クリーンセンターの統一の今後のこの管理運営をやっていくというような方向が打ち出されておりましたけれども、それとの関係だと思んですが、1点目としては、だからこの事業の内容、概要というんですかね、市民が理解できるように説明してほしいと思います。

それからもう1点は、経費の問題なんですけれども、今回この数字を見ますと2億2,000、約それぐらいですわね。予算と比べますと随分低い単価になってるんですけども、数字的には、設計単価や予定単価というのがいくらであったのか。それから入札方法や入札の結果について、明らかにしてもらったらと思います。

それから、もう1点目は、財源の内訳なんですけれども、これまでは、4市町村で負担しておったんですけども、今度合併しまして、豊後高田市だけの負担になるんですが、補助金やあるいは起債の内容などなどですね、財源の措置はどのような方法とるのか、明らかにしていただきたいと思えます。

それから同時に、予算残が相当額出ると言うんですけども、それはまだ別に今日表に出てない、いわゆる1億5,000万以上が議決事項になってますけれども、議決事項でない部分で別に、まだ事業を計画されてるのか。いや予算残は、もう不納欠損分じゃなくて、もう後は全部処理することになるのかね。予算残高で処理することになるのか、その辺も説明してもらいたいと思います。

次は、専決処分の第2号なんですけれども、これは、消防団員などの公務災害補償について、まあ国の法が変わったのでそれに併せて減額ということなんです、その内容をもう少しわかるように説明してもらいたいのと、実際にそれにより影響額というのが、これまでの公務災害はないほどがよいんですけども、私もこれまでの実績をよく知らないんですが、どういう事例があったのか。その辺もちょっと併せて説明していただいたらと思います。

次が、報告第3号については、これ消防団員の退職金ですけども、これは、国の法改正により若干引き上げられますけれども、その内容についても、もう少し市民が理解できるように説明していただいたらと思います。

あと、最後が第4号報告は、地方税法の改正に伴う市条例の一部改正についてなんですけれども、これがまあ専決処分で行われているんですけども、地方税法の改正は、三位一体改革の区切りの年度として、1つには、約3兆円の税源移譲がやられると。2つには、定率減税の廃止、3つ目には、固定資産税のこの負担調整率措置の一層の強化ということになるんですけども、これ読んでみますと、そのうちの定率減税の廃止については、専決処分をしてなくて、次の議会に提案するんじゃないかと思うんですけど、今、市長の提案理由説明では、3つほどのことが説明されましたけれども、もう少しこの市民に影響を及ぼすということから、今度の専決処分した内容については、第何条でこうなってるから、こういう改正がやられてるんだという、この改正内容について説明をしていただいたらと思います。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 消防長安藤義文君。

○消防長（安藤義文君） おはようございます。消防の安藤です。

5月12日

それでは、大石議員からの第2号報告について、及び第3号報告についてお答えを申し上げます。

今般、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正したことについてでございますが、今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年3月27日に公布され、4月1日に施行されたことに伴いまして、豊後高田市消防団員公務災害補償条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容といたしましては、補償基礎額及び介護補償の基本額を引き下げたものでございます。補償基礎額の最高額1万4,200円をそのまま据え置きまして、最低額であります「9,000円」を「8,800円」に引き下げ、階級及び勤務年数の区分に応じ、それぞれの額の引き下げを行ったものでございます。

これは国家公務員の公安職俸給表の月額を基礎としており、今回俸給表の体系が改正されたことに伴うものでございます。

また、扶養親族である配偶者の加算額を「450円」から「430円」に引き下げたものであります。

介護補償の支給月額の改正は、地方公務員災害補償制度に準じ、所要の引き下げを行ったものでございます。

これに伴う影響額と申しますか、どういうふうになるのかというご質問でありましたけれども、これは、17年度の例を挙げますと、公務災害補償2件でありました。これは、9月26日の台風のときに、ちょっと消防団員が怪我をされたということではありますが、支給額については、申し述べませんけれども、入院を20日間ということで、影響します額は、マイナス2,400円であります。それからもう1件は、1月29日、これは火災による負傷でございます。名前等は控えさせていただきますけれども入院が36日ということで、これもマイナスが4,320円、以上であります。

それから第3号報告でありますけれども、これは、豊後高田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を一部改正したものでございます。

今般、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が同じく本年3月27日に公布され、4月1日付けに施行されたことに伴い、豊後高田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正したもので

ございます。

今回の改正では、引き続き、消防団員の適切な処遇の確保を図る必要があるため、消防団員のなかで中堅的な役割を果たしております分団長、それから副分団長及び部長、班長の階級の勤務年数、10年以上5年未満、15年以上20年未満、及び20年以上25年未満の区分にそれぞれ2,000円ずつを引き上げたものでございます。その階級における部分の人数によりまして、2,000×20人であれば4万円というような形に影響があるかと思えます。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 税務課長河野清一君。

○税務課長（河野清一君） 第4号報告の豊後高田市市税条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴いまして、早急に所要の規定の整備を必要が生じたので、豊後高田市税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決をいたしましたものであります。

改正の主な内容といたしましては、市民税関係といたしましては、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額が生活扶養基準及び生活保護基準を勘案して設定されておるために、これらの改正に伴いまして、個人、均等割の非課税限度額につきましては、28万円に本人及び扶養親族等の数を乗じた額に扶養親族を有する場合には、17万6,000円を加算して、非課税限度額を設定するわけでございますけれども、この「17万6,000円」の加算部分を8,000円引き下げまして、「16万8,000円」に改正したものであります。

また、所得割の非課税限度額につきましても、同様に35万円に本人及び扶養親族等の数を乗じた額に、扶養がある場合には、35万円を加算して非課税限度額を設定しておったわけでございますが、この加算部分の「35万円」を3万円引き下げまして、「32万円」に改正いたしましたものであります。

次に、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例といたしまして、租税条約において、租税条約相手国の投資事業組合等に対する利子及び配当の支払いについて、特別徴収できなくなった市民税について、国内居住者で

ある構成員に対して市町村への申告義務を課し、個人市民税の所得割を課税できる規定の整備でございます。

続きまして、たばこ税の税率改正でございますが、旧3級品以外のたばこにつきまして、1,000本につき「2,977円」を321円引き上げまして、「3,298円」とし、旧3級品たばこにつきましては、1,000本につき「1,412円」を152円引き上げ、「1,564円」に改正いたします。

この適用につきましては、平成18年7月1日以降の売渡が行われる製造たばこについて適用いたします。

次に固定資産税関係でございますけれども、平成18年度が固定資産税の評価替えの基準年度でありますので、土地に係る負担調整措置について改正をいたしました。

商業地等の宅地につきましては、前年度課税標準額が当該年度の評価額の70パーセントを超える場合につきましては、70パーセントまで課税標準額を引き下げること、前年度課税標準額が当該年度評価額の60パーセント以上、70パーセント以下の宅地につきましては、前年度評価額を据え置くことといたしております。これらのこの2つにつきましては、従来どおりでございますが、前年度課税標準額が当該年度の評価額の60パーセント未満の宅地につきましては、前年度評価額に当該年度の評価額の5パーセントを加えた額を課税標準とするという改正をいたしております。

ただし、当該額が評価額の60パーセントを上回る場合については、60パーセントを課税標準額とすると。評価額の20パーセントを下回る場合には、20パーセントを課税標準額とするというふうに改正をいたしております。

また、住宅用地につきましては、前年度課税標準額が特例適用後の額の80パーセント以上の宅地については、前年度評価額、課税標準額は据え置くことといたしております。

次に前年度課税標準額が、特例適用後の額の80パーセント未満の宅地につきましては、前年度課税標準額に特例適用後の額の5パーセントを加えた額を課税標準額といたすようにいたします。

ただし、当該額が特例適用後の額の80パーセントを上回る場合は、80パーセントを課税標準

額とすると。特例適用後の額が20パーセント下回る場合は、20パーセントを課税標準額とするという改正となっております。

なお、農地等につきましますところの負担調整措置については、従来どおりの負担調整措置となっております。

また、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設に伴う届出義務の規定を追加いたしております。

昭和51年1月1日以前から所在する住宅について、旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修工事を行った場合は、当該住宅の120平米相当部分について、税額を2分の1軽減する制度が創設されました。この制度につきましては、18年から21年の間に改修された場合は、3年間2分の1軽減する。平成22年から平成24年の間に改修された家屋につきましては、2年間2分の1軽減する。それから平成25年から平成27年の間に耐震改修をされた場合は、1年間2分の1改修をするという制度でございます。この制度の創設に伴いまして、届出に係る手続きの規定を整備をいたしております。

固定資産税の評価替えに伴いまして、平成18年度に限りまして第1期の納期を「4月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 54号議案にお答えいたします。

まず高大クリーンセンターの改造工事につきましては、本施設は、供用開始から11年が経過し、経年劣化に伴う大規模改修の時期であること。市町村合併が行われ、大田村が杵築市に合併したことにより、真香浄化センターとの統合により効率化を図ること。及び海洋投棄処分が平成19年2月から禁止となること等の状況を踏まえ、真香浄化センターの一時休止及び農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設で発生する濃縮汚泥処理を視野に入れ、高大クリーンセンターの処理能力23キロ/日を、一日の処理量ですが、23キロ/日を変動係数等で換算して、36キロ/日の処理規模に改造工事を行うものであります。

特に、建設当時の処理能力による生し尿処理と、

5月12日

汚泥処理の処分割合計画では、し尿が19キロ/日、汚泥が4キロ/日の4.8対1でありましたが、現在では、生活様式等の変容からその割合は1.7対1と大きく変化してるため、これらの状況含めて、処理能力の改造工事を行うものであります。

特に、工事の内容につきましては、基幹的設備の整備に加え、処理能力等に応じた処理機械の整備、電気設備等や予備貯留槽の設置が主な工事であります。

次に、入札方法ですが、指名競争入札で行いました。

設計金額、予定価格ですが、2億5,853万1,000円、落札額が、2億2,050万円でございます。財源につきましては、大分県市町村合併推進交付金、県の補助金でございますが、9,400万円、地方債につきましては、合併特例債、予算上では、1億8,090万を予定いたしております。

しかし、今回、契約、予定価格、予算額より契約した額が減りましたので、この起債の額が変わってくるものと思われまます。

それと、予算の残につきましては、現在予定されているのは、自動計測計量器の設置を予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） ほかに質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 再質疑を行います。

最初の54号議案で、今課長から説明がありましたが、第1点目の事業内容の説明で、現在2つの施設で処理してるんだけど、この現在、今回提案されている高大クリーンセンターの改装工事をやれば、もう一本化で処理できるということでのいいの。それはいつから、こういう形でもう契約をするわけなんですけれども、いつからその統一した稼働が見込まれると。これで経費が節約するんだというのか、もうちょっと説明してもらいたい。

それから、2つ目の事業単価の問題で、予算と実際の契約単価の差が大きいと今聞いたんですけども、この表に出てこない、もう1つの事業が計画されてることなんで、どれだけその予算額と今回契約されようとされる額の差があるかというのは、正確じゃないわけですね、もう1つ

あるから。だからもう1つの事業については、どれぐらいの事業規模なのか。これおおよその数字でいいです。

それから、さっき設計単価と予定単価というふうに説明があったけれども、もう今豊後高田市の場合は、これまでと違って、設計単価イコール予定単価という方法をとってるように聞こえたんですけど、そういうことなんですか。この施設に限ってそういう方法を取ったのか。いや、ほかな事業についても、もう永松市長はすべて設計単価イコール予定価格という方法をとってるのか、それもちょっと併せて聞いておきたいと思うんですけども、これでいきますと、今談合問題が大きな問題になってるけれども、先ほどの説明からいきましたら、予定価格よりは3,800万円低い単価で落札をしたというようになるわけですね。そういうことですね。

だいたいこの種の事業については談合で、もうあるところでは、予定価格の下にもう1回最低制限価格を設けて、それを漏らして、それに合わせていくという方法で汚職が発生して問題になってるわけなんですけれども、これは、新築工事と違って改装工事なんだけれども、競争入札をされて、こういう予定価格より3,800万円低い価格で落札をしたということになると、その指名業者の業者名と、それぞれがいくらで入札したのか、その数字も明らかにしてもらいたいと思います。

それから、財源内訳で今ありましたけれども、これは今の説明では、予算段階の説明だと思うんです。私が聞いているのは、実際に、この今度の2億2,050万円についての内訳を聞いているんで、これもうちゃんと計算できるはずなので、その辺の説明をもう1回してもらいたいと思います。

で、この問題の最後についてですけども、これは、6月議会で結構ですが、この際、名称をですね、もう合併しまして、大田村はもう杵築についたんですから、「高大(たかおお)」というのは、なかなかこの読みづらいというんですか、日本語ではなかなか読めない状況ですし、まあ、もう少し違う名前をね、どんな名前でも結構ですが、名称変更の条例改正してもらったらと思いますけれども、ご意見をお聞かせください。

次は、第2号報告についてなんですけれども、まあ国の制度が変更して、市もそれに併せて専決処分で、公務災害があった場合には補償金を引き

下げるといふことなんですけれども、これをたどって、専決処分をしなくて、次の6月議会に提案したとしますね。そうすると、その間起こった場合は前の条例どおりに行けるといふふうに判断するんだけど、それがいけないのか。もうどうしても専決処分しなければならなかったのか、その辺をちょっとね、もう1回聞かせてください。

次は、第4号報告の地方税法の改正なんですけれども、平成18年度分から市民税の均等割の非課税限度額を引き下げるといふことになると、これで今までの、これまでの積算ケースでいきますと、何世帯ぐらいが影響を及ぼすというように考えられるのか。

それから、2つ目の、所得割の限度額も引き下げられますが、そうすると、これでどれぐらいいわゆる非課税世帯がなくなるかと、所得割家庭がなくなるかといふことなんですけれども、その影響世帯数ですね。

それから、もう1つは、固定資産税のことで、長く説明があったんですけれども、まあ一言言うならば、1994年度に固定資産税の税法が大幅に変わって、評価額が大幅に引き上げられたと。しかし一度に固定資産税を引き上げられたらこれは大変な騒動が起こるので、国が特別措置、経過措置として、まあ1年間にはこれだけしか引き上げできませんよと、いわゆる課税評価額が引き上がったけれども、税額はこれぐらいに抑えておきなさいというやっば調整、負担調整率を設けておいたわけですね。それが、今度の改正で、久しぶりの大改悪で、いわゆるその調整額を今度はちょっと変更して、これまで抑えられた人をかなりのとこまで引き上げようと、いわゆる負担増につながる調整措置の変更だといふふうに私は理解してるんですけれども、これによりですね、今回専決する分、処分したことによって、従来と比べてみて、いわゆる負担が増えるいわゆる宅地や商業用地というのが世帯数で何世帯ぐらいあって、税額でどれぐらいのいわゆる住民負担増につながっていくのか。その辺ももう積算できておると思いますので、説明をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 消防長安藤義文君。

○消防長（安藤義文君） 大石議員からの再質問にお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、それぞれ災害補

償基準の政令が改正されまして、4月1日から施行といふことですので、これも本市は做ってしたわけでありまして、いわゆる災害退職補償共済基金というところに、それぞれ条例定数に応じて1人云々という金額を掛けておりますので、もしその前に災害が発生したときには、こちら掛けてないんで、前のまま支給しますと、その分余分に予算増になるといふことですので、専決処分させていただいたわけでありまして。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 税務課長河野清一君。

○税務課長（河野清一君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

均等割の非課税限度額の加算部分を17万6,000円を16万8,000円に改正いたしまして、均等割が課税される方につきましては、17年度の課税状況から試算いたしますと7世帯でございます。

それから所得割の非課税限度額につきまして、加算部分を35万を32万に改正いたしまして、所得割が課税される世帯につきましては、17年度課税状況から試算いたしますと、9世帯でございます。

また、固定資産税の負担調整措置に伴いますところの負担増でございますが、現在、課税状況調査の作成までに至っておりませんので、16年度の固定資産税の概要調書から申し上げますと、住宅用地で負担水準が80パーセントから20パーセントを超える土地の課税標準ベースで申しますと、18.2パーセントの課税標準部分が負担調整措置が変更されてまいるわけでございます。

それから非住宅用地で申しますと、課税ベースで申しますと、60パーセント未満20パーセント以上の部分については、29.3パーセントの部分が負担調整措置が変更されるということになっております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 高大を改修して、どの時点から高大一本になるかということですが、今回の契約では、19年の3月20日が完成となっております。これを受けまして19年の4月から本格稼働はしたいと思っております。

それと、ほかの事業はどのくらいの予算でやるのかということですが、500万程度を予定をい

5月12日

たしております。

設計単価と予定価格ですが、これは同じ額でございます。

入札指名業者の関係ですが、指名業者は住友重機機械工業株式会社、アタカ工業株式会社、株式会社クボタ、株式会社荏原製作所の4社でございます。

なお、この4社の指名を受けましたが、株式会社クボタ、株式会社荏原製作所より辞退届けが出されて入札されておられません。住友重機機械工業が2億2,050万円、アタカ工業株式会社が2億6,040万円でございます。

それと、財源の内訳ですが、現在の契約額でいきますと、大分県市町村合併推進交付金(県の補助金ですが)9,400万円、地方債、合併特例債が1億3,000、1,030万円でございます。

施設の名称でございますが、現在検討いたしており、早い時期に改定をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) ほかに質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 再々質問、質疑をいたします。

最初に54号議案についてなんですけれども、この、今提案されてる事業とは別に、あと500万ほどが予定されてるということなんです。

そうすると、設計単価から見まして、3月議会に提案されて議決を受けている予算額を比較しますと、相当の差がありますよね。そうすると、いわゆる予算を提案する段階での見積りに誤りがあったということになるんですか。それも見たら普通やったら何千円で切ってるところを、何万円まで切ればわかるんですけども、何千万円まで細かい数字で提案されてるんですよね。でしょう。だから、それは積算に誤りがあったということなのか、どういうことなのかね。もう設計の方が正しいと思うんですよね。そうでしょう。

で、設計単価より3,800万円安かったと。設計単価よりですよ、いうこともことからみましても、しかも2社なんですよ。4社のうちの2社は辞退したと。2社で入札してるんですよ。でも結果は2社で入札しても、設計単価よりも3,800万安い、低くて落札できたということを見

たらね、これ市長に聞きたいんですよ。何で、従来でしたら、その設計単価の下に、もう1つ予定価格を置いていましたわね。その予定価格よりも今何パーセント落ちるかちゅうことで全国で話題になってるんですけども、永松市長に代わったらこれに替えたというふうに聞いてるんですけども、そのなんで、これだけいわゆる設計単価よりも3,800万円安くて落札できてるのに、予定価格をね、もう1つ1ランク置かなかったのか、これその理由を聞きたいんですよ。

これはいわゆるもう3,800万高く落札して、もう契約できたわけですね。しかし設計単価よりも何パーセントなり予定価格下げれば、それより下の金額しか契約できないということになるんですけども、なんで永松市長は、その設計単価と予定価格を同額のものにしたのか。その辺の理由を聞きたいんです。

それから、次は、あとの市税条例の専決処分についてなんですけれども、今の固定資産税の部分について、これ最初の説明でも長々あったんですけども、一言で言うならば、1994年に税法の大幅改定で、いわゆる課税標準額が公示価格の70パーセントというようにいわゆる統一されて、それによって今までその70パーセントにした場合の額と、従来の固定資産税の評価額があまりにも差が大きすぎると。一度に上げたら大変なことがあるということで、負担調整を毎年してきたわけですよ。それでもまだ調整できないので、今度は調整できない部分の一部をいわゆるさらに調整をして、もういっぺんに引き上げていこうということでしょう。一言で言うなら、それが違うと言うんなら違くて説明してもらいたいんですよ。私はそういう理解ですね。

だからそのことによって、先ほど18.何パーセントとか、それぞれ数字が出ましたけれども、私聞いているのは、市全体で見たときに、この負担調整率を改定することによって、どれくらいのいわゆる固定資産税の増につながるのかということを知りたいんですよ。パーセントでいったら先ほどあったんだけど、税額でいったらどれくらいの額になるのか。おおよその額がわかると思うんで、その辺を説明してください。

以上です。

これが、これが18.2と29.3かな。
○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは私から、予定価格と設計額との関係を申し上げます。

元々、設計額と予定価格を違わせるのはおかしいんじゃないかという議論もありました。まあそういうもののなかで、それは私が市長になる以前からであります。設計金額というのは、積算で上がってきてるわけですから、それを個人の意思の下に何パーセント落とすというようなものが、基本的なもんとしておかしいんじゃないかというのが、そういう議論のなかでそうしたがいいんではないか、いわゆる設計金額というものが基本であるという、そういうことで設計金額イコール予定金額ということにしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 税務課長河野清一君。

○税務課長（河野清一君） 大石議員の再々質問にお答えいたします。

固定資産税の負担調整措置の改正につきましては、先ほどご答弁いたしましたように、住宅用地で80パーセント未満20パーセント以上の間に、課税標準額ベースで申しますと、18.2パーセントの部分が新たな負担調整措置というところに位置するわけでございます。

しかしながら、固定資産税の税額計算につきましては、それぞれの一筆ずつの積み上げ計算で税負担が決まってくるわけでございますので、その試算については、現行の課税状況調査等では、調査表がございませんので試算はいたしておりませんが、住宅用地で先ほど申しましたように、17年度の概要調書の課税標準ベースで18.2パーセント、被住宅用地の課税標準ベースで29.3パーセントのところがあるわけでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 予算額等についてお答えいたします。

今回の改修工事につきましては、市が独自に、詳細な設計金額を積算することは極めて困難ですので、事前に業者から参考見積り設計図書からの見積書を聴取し、これらを参考に予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 40番日本共産党の大石であります。

私は、専決処分の報告第2号と4号に反対討論をいたします。

2号につきましては、消防団員、非常勤消防団員の公務災害の補償金を国の政令に基づいて若干引き下げるというものでありますが、公務災害がもうないことを願うんですけれども、いつ何とどこで起こるかかわからないような状況でありますので、やはり、消防団員のそういう活動を補償するためにも、やはり災害補償金を引き下げをすべきではないということで、この承認には反対いたします。

第4号につきましては、市税条例の一部改正の専決であります。

定額減税の廃止などについては、6月議会に回すようなんですけれども、今回専決処分された内容でも、1つは、市民税の非課税世帯の限度額を引き下げて、これまで非課税であったものが課税されると。それから、市民税の所得割についても、所得割がなかった家庭がまた新たに所得割が加算されるという事態になりますし、特に固定資産税は、3年置き改正がやられますけれども、それぞれこれまでも1994年以来、固定資産税の負担調整がやられて年々上がってきたんですけれども、その部分について、さらにこの調整を早めて、一定の世帯では、固定資産税がまた今までの1年ごとの上がり幅よりもさらに上がるということになってきますので、この専決処分には反対するものであります。皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） これにて討論を終結いたします。

これより第54号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありま

5月12日

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、第3号報告を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第3号報告については、承認されました。

次に、第2号報告及び第4号報告を一括して起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第2号報告及び第4号報告については、承認されました。

○議長(菅 健雄君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第1回豊後高田市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 鴛海 政幸

〃 近藤 安夫